

ユタ州消費者プライバシー法 (UCPA)

- 2022年3月成立、2023年12月施行。

1. 適用対象者

- (a) ユタ州で事業を行うか、又はユタ州の居住者を対象とした商用製品もしくはサービスを製造又は提供する管理者又は処理者であって、(b) 年間売上高 (annual revenue) が2,500万ドル以上であり、(c) 以下のいずれかを満たすもの (§ 13-61-102.)
 - (i) 1暦年の間に10万人以上の消費者の個人データを管理又は処理している
 - (ii) 年間売上高の50%超を消費者の個人情報の販売から得ており、2万5000人以上の消費者の個人データを管理又は処理していること
- ◇ 「消費者」とは「ユタ州の居住者 (resident) である個人であって、個人上又は家計上の文脈で活動する者」をいう。ただし、商業上又は雇用上の文脈で活動する個人を含まない (従業員等の個人データやB to Bの文脈で得た取引先担当者の個人データは対象外となる) (§ 13-61-101. (10))。

2. 個人情報の定義

- 「個人データ」とは、識別された、又は識別可能な個人に紐づけられている、又は合理的に紐づけ可能な情報をいう (§ 13-61-101. (24))。
- 「機微データ」 (sensitive data) の定義あり (下記①~⑤を明らかにするもの及び⑥、⑦) (§ 13-61-101. (32))。
 - ① 人種・民族的出身 (例外あり)
 - ② 宗教的信条
 - ③ 性的指向
 - ④ 市民権・移民権の状況
 - ⑤ 病歴、心身の健康状態、ヘルスケア専門家による治療又は診断 (例外あり)
 - ⑥ 個人を識別することを目的で処理される遺伝子データ又はバイオメトリックデータ
 - ⑦ 正確な位置情報データ

3. 事業者の義務

- ① 消費者への情報提供義務
 - ◇ 合理的にアクセス可能で、明確かつ有意義なプライバシー通知によって、(i) 処理する個人データの類型、(ii) 処理目的、(iii) 消費者の権利行使の方法、(iv) 第三者と個人データを共有する場合の当該個人データの類型、(v) 第三者と個人データを共有する場合の当該第三者の類型を提供する義務 (§ 13-61-302. (1) (a))
 - ◇ 管理者が個人データを第三者に販売する場合、又はターゲット広告のために個人データを処理する場合、オプトアウトの方法を明確かつ目立つように開示する義務 (§ 13-61-302. (1) (b))
- ② 処理者に処理を委託する場合に一定の条項を含むデータ処理契約を締結する義務 (§ 13-61-301. (2))
- ③ 合理的な安全管理措置を確立し、実施し、維持する義務 (§ 13-61-302. (2))
- ④ 「機微データ」 (sensitive data) を処理する際に、最初に明確な通知を行いオプトアウトの機会を提供する義務 (児童の個人データの場合には、COPPAに従って処理する義務) (§ 13-61-302. (3) (a))
- ⑤ 差別の禁止 (§ 13-61-302. (4)) : 消費者の権利行使を理由として、以下のような差別を行わない義務

- ◇ 消費者に商品又はサービスを提供しない
- ◇ 商品又はサービスについて消費者に異なる価格又は料金を請求する
- ◇ 消費者に対し、異なるレベルの商品又はサービスを提供する
- ⑥ 消費者に権利行使の機会を保証し、これに対応する義務（§ 13-61-203.）

4. 本人の権利（§ 13-61-201.）

- ① 処理される個人データについてのアクセス権
- ② 削除請求権
- ③ 自身の個人データのコピーを携帯可能なフォーマットで取得する権利（いわゆるデータポータビリティ権）
- ④ （i）ターゲット広告、（ii）個人データの販売からオプトアウトする権利
- 上記権利を放棄又は制限しようとする契約条項は、公序良俗に反するとみなされ、無効かつ執行不能となる（§ 13-61-302.（6））。

5. 違反に対する責任

- ① 司法長官（Attorney General）からの提訴（§ 13-61-402.）
 - ◇ 本法違反に対して、執行者である司法長官が（i）消費者に対する実際の損害賠償及び（ii）違反1件あたり7500ドルを超えない金額の支払を求める民事訴訟を提起することができる。
 - ◇ 差止請求は定められていない。
- ② 消費者の私的訴権は定められていない